

◎厚生委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月21日 (木)	社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。
2	平成5年11月4日 (木)	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の草案について提案者清水嘉与子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
3	平成5年11月11日 (木)	理事の補欠選任を行った。 診療報酬改定に関する件、先の戦争についての現内閣の認識に関する件、色覚異常者に対する処遇に関する件、児童家庭対策に関する件、旧陸軍軍医学校跡地の人骨に関する件、血液製剤によるHIV感染者対策に関する件、輸入米の安全性の確保に関する件、骨粗鬆症の予防に関する件等について大内厚生大臣、政府委員、外務省、文部省、運輸省、労働省、消防庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。
4	平成5年11月16日 (火)	心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(衆第九号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生委員長加藤万吉君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。 なお、附帯決議を行った。 衆第九号

		<p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p>
5	<p>平成5年12月14日 (火)</p>	<p>歯科技工法の一部を改正する法律案の草案について提案者菅野壽君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。</p>
	<p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
6	<p>平成6年1月27日 (木)</p>	<p>請願第八号外八一件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第四号外六七四件を審査した。</p>



○衆議院議員提出法律案（一件）

9	号番		
心身障害者対策 基本法の一部を 改正する法律案	件名		
厚生委員長 （五、二、九）	提出者 （月日）		
五、二、一〇	予備送 付月日		
五、二、二二	本院へ 提出		
五、二、一〇 （予）	委員会 付託	参 議 院	
五、二、一六 可決	委員会 議決		
五、二、一六 可決	本会議 議決		
	委員会 付託	衆 議 院	
	委員会 議決		
五、二、二二 可決	本会議 議決		
	備考		

## 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案（衆第九号）

### 要旨

本法律案は、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者のための施策に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日及び障害者のための施策に関する基本的な計画に関する規定を設けることとするほか、雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用その他障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 題名

法律の題名を「障害者基本法」に改める。

#### 二 総則

- 1 障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを法律の目的とする。
- 2 法律の対象となる者の名称を「障害者」に改めるとともに、身体障害、精神薄弱又は精神障害が法律の対象であることを明定する。
- 3 すべて障害者は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され

る権利を有するとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

4 十二月九日を障害者の日とする。

5 政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。また、都道府県及び市町村は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。

6 政府は毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

#### 三 障害者の福祉に関する基本的施策

1 医療並びに施設への入所及び在宅障害者への支援等について、国及び地方公共団体が講じなければならない施策等に関する規定を整備するとともに、国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する環境の整備を促進しなければならないものとする。

2 雇用の促進、公共的施設の利用及び情報の利用等について、国及び地方公共団体が講じなければならない施策等に関する規定を整備するとともに、事業者に対しても所要の努力義務規定を設ける。

#### 四 障害の予防に関する基本的施策

国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進するとともに、障害の予防のため必要な施策を講じなければならぬ。

#### 五 障害者施策推進協議会

1 「心身障害者対策協議会」の名称を「障害者施策推進協議会」に改める。

2 中央障害者施策推進協議会の委員を、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちからも任命する。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、障害者施策推進協議会及び障害者基本計画等に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、法律の題名を「障害者基本法」に改め、障害者のための施策に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日及び障害者のための施策に

関する基本的な計画に関する規定を設けることとするものであります。あわせて、雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用その他障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じることとしております。

委員会におきましては、提出者の衆議院厚生委員長から趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して前島委員より、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本新党・民主改革連合及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して堀委員より、日本共産党を代表して西山委員より、本案に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### 附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、障害者の「完全参加と平等」の実現に向け、政府の「障害者対策に関する新長期計画」に基づき、障害者のための施策の一

層の充実を図ること。

二、てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であつて長期にわたり生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

三、精神障害が法律の対象であることを明定したことにかんがみ、精神障害者のための施策がその他の障害者のための施策と均衡を欠くことのないよう、特に社会復帰及び福祉面の施策の推進に努めること。

四、事業者の責務を新たに定めたことにかんがみ、事業者がその責務を果たしやすいよう、必要な施策を推進すること。

五、中央障害者施策推進協議会に障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちからも委員及び専門委員を任命することと定めたことにかんがみ、地方障害者施策推進協議会においても、同様の趣旨が生かされるよう適切に指導すること。  
右決議する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第二号）

要旨

本法律案は、我が国における高齢化の進展等に伴い、地域等における保健指導の業務の重要性が増大していること等にかんがみ、男子が保健士の名称を用いて保健指導の業務を行うことができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用するものとする。

二、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、地域における保健指導の業務は重要性が著しく増大しており、これを担う質の高いマンパワーを確保していくことは極めて重要な課題であります。

しかしながら、現状では、この地域保健業務は保健婦として女子にしか開かれていないことから、これを男子にも門戸を開き、地域保健の専門的な担い手を確保することが求められておりま

す。

このため、男子においても、厚生大臣の免許を受けて、保健士の名称を用いて保健指導に従事することができることとし、法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用することとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 歯科技工法の一部を改正する法律案（参第六号）

#### 要旨

本法律案は、我が国における高齢化の進展等に伴い歯科技工の重要性が増大していること等にかんがみ、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者が歯科技工士試験を受験できることとするるとともに、題名を改めるものであり、その主な内容は次のと

おりである。

- 一 法律の題名を歯科技工士法とする。
- 二 歯科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者を加える。
- 三 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました歯科技工法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

歯科技工士は歯科医師の指示のもとに義歯等の歯科技工物を作成することにより、歯科医療の普及及び向上に寄与しており、本格的な高齢化社会を迎え、今後その役割は一層大きくなるものと考えられます。

こうした中で、社会からの多様な要請に十分対応できるよう、歯科技工に関する技術水準を一層高めていくとともに、歯科技工水準の向上に貢献する人材をより多く育成していくことが重要であります。

このため、文部大臣の指定する学校を歯科技工士の養成課程のひとつとして位置付けることにより、短期大学等における教育・



研究施設の設置への道を開くとともに、法律の題名を改めることとし、法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、法律の題名を歯科技工士法に改めるとともに、歯科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者を加えることとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。